

【西東京市障害福祉の基本理念】

障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

1. 計画策定の背景

- わが国では、平成16年の障害者の権利に関する条約の批准を契機に、各種法制度の改正等により、地域共生社会の実現を目指している。本市においても、平成26年3月に「西東京市障害者基本計画」を策定し、障害者に対する切れ目のない支援、社会的障壁を取り除くための理解促進等、様々な施策に取り組んでいる。
- 障害福祉サービス等については、平成18年度より3年を一期とする「障害福祉計画」においてサービス見込み量及びその確保のための方策を定め、その充実に努めてきた。
- 本計画では、「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」の計画期間の終了に伴い、障害福祉分野におけるサービス提供量と提供体制を見直し、令和3年度から令和5年度までの3年間の目標を策定する。

2. 計画策定における課題

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 障害のある子どもへの支援 | (4) 障害のある人の社会参加 |
| (2) 地域で安心して暮らせるまちづくり | (5) 障害者の高齢化 |
| (3) 相談支援体制の充実 | |

3. 西東京市独自の計画の重点推進項目**重点推進項目1 障害のある子どもへの支援の充実**

- 児童発達支援センターの設置及び新規事業所との連携
- 重症心身障害児・医療的ケア児・発達障害児等への支援の充実
- 利用しやすい施設に向けた連携の強化

重点推進項目2 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

- 日中活動の場の充実
- 地域生活支援拠点を中心とした切れ目のない地域生活への支援の拡充
- 地域の多様な主体を巻き込んだ障害理解の促進

重点推進項目3 相談支援体制の充実

- 相談支援体制の拡充
- 特定の困難を抱えている人への情報提供支援
- 市民にとってわかりやすい情報発信

重点推進項目4 障害のある人の社会参加の推進

- 多様な障害に対応できる就労支援体制の構築
- 市役所内における障害者の就労機会創出
- 多様な社会参加の場づくり

重点推進項目5 障害者の高齢化への対応

- サービス移行についての丁寧な情報提供と移行準備の充実
- 障害福祉と介護保険の連携強化

4. 国の基本指針に基づく成果目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ・施設入所者の6%以上を地域生活に移行
 - ・施設入所者数を1.6%削減
- (2) 地域生活支援拠点等の整備
 - ・1箇所以上の整備
 - ・年1回以上の運用状況の点検（PDCA）
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・福祉施設から一般就労への移行者数の増加
 - ・就労移行支援事業を活用した一般就労への移行者数の増加
 - ・就労継続支援事業（A・B）から一般就労への移行者数の増加
 - ・就労定着支援事業を活用する一般就労への移行者数の増加
 - ・就労定着支援事業による就労定着率の増
- (4) 障害児支援の提供体制の整備等
 - ・児童発達支援センターを1箇所以上整備（こどもの発達支援センターひいらぎのセンター化含む）
 - ・児童発達支援センター等による保育所等訪問支援の実施体制の整備
 - ・重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の整備
 - ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
 - ・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

5. 計画の着実な推進に向けて**(1) 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの提供体制の整備**

- ・サービスや支援に関する情報周知を拡充
- ・庁内の関係部署との連携や、庁外の関係機関との協働による社会資源の活用
- ・サービス提供のための必要な財源の確保
- ・障害福祉サービスを担う人材の確保、定着、育成
- ・障害福祉サービスの質の向上
- ・多様な支援ニーズや生活課題への対応力の向上

(2) PDCAサイクルによる進捗管理

西東京市地域支援自立協議会の中で、PDCAサイクルに基づきながら、本計画の進捗状況のモニタリングを行う。

6. 今後の取り組み**(1) パブリックコメントの実施**

令和2年12月11日（金）～令和3年1月11日（月・祝）まで

(2) 市民説明会の実施※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止といたします

令和2年12月18日（金）10時～（東伏見コミュニティセンター）18時～（谷戸地区会館）